

町営住宅の入居者を募集します



●平成30年度第3回町営住宅（空き家）入居者募集戸数

町営住宅	構造	間取り	階数	家賃	戸数
高 松	中耐5階建	6-6-4.5-K	4階	18,000 円	1
二	中耐4階建	6-6-6-DK	4階	15,900 円～ 31,300 円	1
鯉 口	中耐5階建	6-6-6-K	2階	21,000 円	1
	中耐5階建	6-6-6-K	1階(車いす対応)	20,000 円	1
	中耐5階建	6-6-6-K	1階(車いす対応)	21,000 円	1
【共通事項】 ▷応募者が多い場合は、抽選で入居者を決めます。 ▷低階層(1・2階)は、当選者の中から高齢者・身体障がい者世帯を優先します。 ▷車いす対応住宅への申し込みには、条件があります。 【二町営住宅】 ▷入居者の収入に応じて家賃を設定します。 ▷3DKの部屋は単身での入居はできません。				合 計	5

●収入基準の年収早見表／年間総収入額(税込)

世帯階層	収入月額	申込者以外の同居の扶養親族の人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般	158,000 円以下	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下
裁量	214,000 円以下	3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下

※給与所得者が1人で、そのほかに収入のある人がなく、また同居の扶養親族の控除以外には各種の控除がない場合の収入基準です。

申し込みは1月25日から受け付けます

- 申込期間 1月25日(金)～2月5日(火)
- 公開抽選日 3月5日(火)
- 入居可能日 3月20日(水)
- 申込資格 次の条件を全て満たす人

- ①町内に住所または勤務先がある
- ②同居している親族があるか、同居しようとする親族がある(結婚予定者を含みます)
- ※年齢などで単身入居ができる場合があります。
- ③申込者と同居親族の収入の合計が入居収入基準以下である
- ④住宅に困っている
- ⑤家賃などの支払いが確実な連帯保証人が一人いる
- ⑥入居する世帯の全員が町営住宅内で円満な社会生活ができる
- ⑦税などの滞納がない
- ⑧暴力団員ではない

裁量階層世帯は収入基準が緩和されます

高齢者・障がい者世帯などは裁量階層世帯と呼ばれ、収入基準が緩やかになります。具体的には次のような世帯です。
①次のいずれかに該当する人がいる世帯

- ▽身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)
- ▽精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)
- ▽知的障がい者(療育手帳重度または中程度)
- ▽戦傷病者手帳の交付を受けている人(恩給法別表第一号表の特別項症(第六項症と第一款症))
- ▽原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する認定を受けている人
- ▽海外からの引揚者(厚生労働大臣の証明した人)で、引き揚げた日から5年を経過していない人
- ▽ハンセン病療養所などの入所者
- ▽中学校卒業までの子ども
- ②60歳以上の人のみの世帯(18歳未満の人が同居する場合も含みます)

※例外がありますので、詳しくは問い合わせください。

問い合わせは役場町営住宅係窓口へ

入居申込用紙は役場2階の町営住宅係に用意しています。

必要な条件や、提出書類などがありますので、詳しくは問い合わせてください。

※申し込みは1世帯1戸です。

※郵送では、申し込みできません。

●問い合わせ 役場町営住宅係
☎201局4321番

「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)！政治家の寄附を求めない！受け取らない！



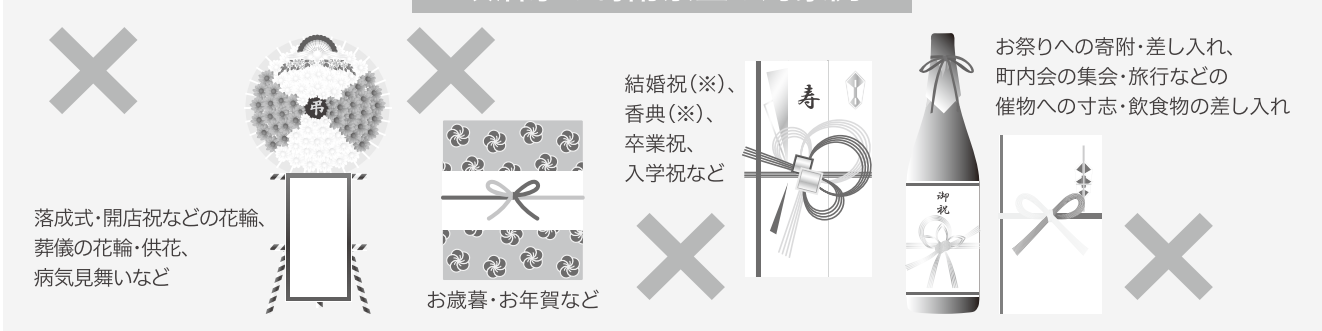
政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。
そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

- ①政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることはその時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもつて禁止されています。
また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもつて禁止されています。
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- ④政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすること、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

(なるほど選挙「寄附の禁止」)

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。